

## 資 料 編

各資料については国民保護の理解を得て、同意書により災害時の対応についての整備を図る。

- 1．関係機関（国、県、報道機関民間事業者等）の連絡先一覧
- 2．平成 17 年国勢調査 要計表による人口等
- 3．しま（離島振興法指定）の概要
- 4．港湾一覧
- 5．漁港一覧
- 6．海運事業者の輸送力
- 7．バス保有車両状況
- 8．県の防災資機材管理一覧表
- 9．県の防災ヘリコプター及び搭載用資機材
- 10．県の林野火災等消火用資機材
- 11．原子力災害等資機材
- 12．火葬場一覧
- 13．市内医療機関の一覧表
- 14．国民保護法による救援の程度及び方法の基準
- 15．国民保護関係様式

### 《別に整備しておく資料》

#### 避難施設のリスト

自治会、自主防災組織等の連絡先

避難実施要領及び避難マニュアル

災害時要援護者の避難支援プラン

住宅地図

区域内の道路網のリスト

平戸市職員災害時初動マニュアル

関係機関との協定一覧

### 《平戸市地域防災計画添付資料》

防災関係機関一覧表

相互応援協定関係

災害対策出動計画表

医薬品調達先一覧

ドクターヘリ場外離着陸場一覧

消防団の現況

危険物施設一覧

平戸市避難所運営マニュアル

平戸市内建設業者一覧

防災関係様式

1. 関係機関（国、県、報道機関民間事業者等）の連絡先一覧

【指定行政機関】

名 称	担当部署	所 在 地	備 考
内閣府	大臣官房企画調整課	東京都千代田区永田町 1 6 1	03 - 5253 - 2111
国家公安委員会	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関 2 1 2	03 - 3581 - 0141
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関 2 1 2	03 - 3581 - 0141
防衛省	運用局運用課	東京都新宿区市谷本村町 5 1	03 - 3268 - 3111
防衛施設庁	総務部総務課企画室	東京都新宿区市谷本村町 5 1	03 - 3268 - 3111
金融庁	総務企画局政策課	東京都千代田区霞が関 3 1 1	03 - 3506 - 6000
総務省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 2 1 2	03 - 5253 - 5111
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	東京都千代田区霞が関 2 1 2	03 - 5253 - 5111
法務省	大臣官房秘書課政策評価企画室	東京都千代田区霞が関 1 1 1	03 - 3580 - 4111
公安調査庁	総務部総務課	東京都千代田区霞が関 1 1 1	03 - 3592 - 5711
外務省	大臣官房総務課危機管理調整室	東京都千代田区霞が関 2 2 1	03 - 3580 - 3311
財務省	大臣官房総合政策課企画官室	東京都千代田区霞が関 3 1 1	03 - 3581 - 4111
国税庁	長官官房総務課	東京都千代田区霞が関 3 1 1	03 - 3581 - 4161
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室	東京都千代田区丸の内 2 5 1	03 - 3581 - 4211
文化庁	大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室	東京都千代田区丸の内 2 5 1	03 - 3581 - 4211
厚生労働省	社会・援護局総務課	東京都千代田区霞が関 1 2 2	03 - 5253 - 1111
農林水産省	総合食料局食料企画課	東京都千代田区霞が関 1 2 1	03 - 3502 - 8111
林野庁	総合食料局食料企画課	東京都千代田区霞が関 1 2 1	03 - 3502 - 8111
水産庁	総合食料局食料企画課	東京都千代田区霞が関 1 2 1	03 - 3502 - 8111
経済産業省	企画調整課	東京都千代田区霞が関 1 3 1	03 - 3501 - 1511
資源エネルギー庁	総合政策課	東京都千代田区霞が関 1 3 1	03 - 3501 - 1511

名 称	担当部署	所 在 地	備 考
中小企業庁	長官官房 官房参事官室	東京都千代田区霞が関 1 3 1	03 - 3501 - 1511
原子力・保安院	企画調整課	東京都千代田区霞が関 1 3 1	03 - 3501 - 1511
国土交通省	危機管理室	東京都千代田区霞が関 2 1 3	03 - 5253 - 8111
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1	0298 - 64 - 4568
気象庁	総務部総務課	東京都千代田区大手町 1 3 4	03 - 3212 - 8341
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	東京都千代田区霞が関 2 1 3	03 - 3591 - 6361
環境省	大臣官房総務課	東京都千代田区霞が関 1 2 2	03 - 3581 - 3351

【関係指定地方行政機関】

名 称	担当部署	所 在 地	備 考
九州管区警察局	広域調整部広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号	092-622-5000
福岡防衛施設局	総務部総務課	福岡市博多区博多駅東2丁目10-7(福岡第2合同庁舎)	092-483-8811
九州総合通信局	総務課	熊本市二の丸1-4熊本合同庁舎2号館	096-326-7811
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎	092-411-7281
長崎税関	総務部総務課総務第一係	長崎市出島町1-36	0958-28-8611
原子力事務所	文部科学省	東京都千代田区丸の内2-5-1	03-5253-4111
九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-10-7福岡第2合同庁舎2階	092-471-2361
長崎労働局	総務課	長崎市岩川町16-16長崎合同庁舎	095-846-6343
九州農政局	企画調整室	熊本市二の丸1-2熊本合同庁舎	096-353-7333
	長崎農政事務所	長崎市興善町5-3	095-845-7121
	地域第一課	佐世保市稲荷町2番53号	0956-31-7327
九州森林管理局	企画調整室	熊本市京町本丁2-7	096-328-3511
	長崎森林管理署	長崎市御船蔵町1-20	095-827-4121
九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東2丁目11-1福岡第1合同庁舎8階	092-482-5924
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東2丁目11-1福岡第1合同庁舎	092-482-5417
九州地方整備局	企画部防災課	福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-471-6331
	長崎河川国道事務所	長崎市宿町3-16-1	095-839-9211
	長崎港湾・空港整備事務所	長崎市小ヶ倉町3-76-72	095-878-5175
	長崎営繕事務所	長崎市花園町26-11	095-861-5251
	雲仙復興事務所	島原市南下川尻町7-4	0957-64-4171

名 称	担当部署	所 在 地	備 考
九州運輸局	総務課	福岡市博多区博多駅東2 -10 -7	092 -472 -2312 Fax 092 -471 -7192
	長崎運輸支局	長崎市松が枝町7 -29長崎港湾合同庁舎	095 -822 -0010 Fax 095 -827 -4869
		長崎市中里町1 3 6 8	095 -839 -4747 Fax 095 -839 -4154
	長崎運輸支局佐世保海事事務所	佐世保市干尽町4 -1佐世保港湾合同庁舎	0956 -31 -6165 Fax 0956 -31 -9361
福岡管区气象台	総務部総務課	福岡市中央区大濠1 -2 -36	092 -725 -3603 Fax 092 -714 -7681
	長崎海洋气象台	長崎市南山手町1 1 - 5 1	095 -811 -4869 Fax 095 -822 -4285
第七管区海上保安本部	総務部総務課	北九州市門司区西海岸1 -3 -10	093 -321 -2931 Fax 093 -321 -6038
	長崎海上保安部	長崎市松が枝町7 -29	095 -827 -5133 Fax
	佐世保海上保安部	佐世保市干尽町4 -1佐世保港湾合同庁舎	0956 -31 -4842 Fax
	佐世保海上保安部 平戸海上保安署	平戸市岩の上町1529 -2	0950 -22 -4999 Fax 0950 -22 -3997
	福岡航空基地	福岡市博多区半道橋(空港内)	092 -441 -8315 Fax
九州地方環境事務所		熊本市尾ノ上1 -6 -22	096 -214 -0311 Fax 096 -214 -0354

【武力攻撃事態等において地方公共団体との連絡調整を担当する部隊等の長】

部隊等の長及び窓口	区分	所在地	備 考
自衛隊長崎地方協力本部		長崎市出島町2 -25	095 -826 -8844 Fax "
西部方面総監防衛部	陸自	熊本市東町1 - 1 - 1	096 -368 -5111 Fax -
佐世保地方総監第3幕僚室	海自	佐世保市平瀬町無番地	0956 -23 -7111 Fax -
西部航空方面隊司令官防衛部	空自	春日市市原町3 -1 -1	092 -581 -4031 Fax -

【指定地方公共機関】

事業者区分	名称	担当部署	所在地	備考
その他	社団法人 長崎県医師会	総務課	長崎市茂里町3-27	095-844-1111 Fax 095-844-1110
その他	平戸医師会	しおざわ 内科	平戸市田平町小手田免 946	0950-57-2121 Fax 0950-57-1525
その他	社団法人 長崎県歯科医師 会	庶務課	長崎市茂里町3-19	095-848-5311 Fax 095-846-0175
その他	社団法人 長崎県看護協会	事務局	諫早市永昌町23-6	0957-49-8050 Fax 0957-49-8056
その他	日本郵便 平戸支店		平戸市築地町 499-1	0950-22-2260 Fax 0950-23-3508
その他	西日本電信電話株式会社	長崎支店	長崎市万才町2-12	095-828-9115 Fax 095-827-7959
公共的施設 管理者	長崎県道路公社	管理班	長崎市元船町17-1長崎県 大波止ビル5F	095-823-2600 Fax 095-827-3463
電気	九州電力株式会社	平戸営業 所	平戸市岩の上町 1502-2	0120-986-401 Fax 0950-22-4225
ガス	九州ガス株式会社	総務課	諫早市幸町1-23	0957-22-3320 Fax 0957-23-8548
ガス	社団法人長崎県プロパン ガス協会		長崎市伊勢町2-1佐藤ビル 4F	095-824-3770 Fax 095-824-3771
運送	社団法人 長崎県バス協会		長崎市興善町4-6	095-822-9018 Fax 095-826-6411
運送	社団法人 長崎県トラック 協会		長崎市松原町2651-3	095-838-2281 Fax 095-839-8508
運送	オリエンタルエアブリッ ジ株式会社	総務部	大村市箕島町593-2	0957-53-6692 Fax 0957-53-6592
運送	島原鉄道株式会社	総務部	島原市弁天町2-7385-1	0957-62-2231 Fax 0957-63-5712
運送	松浦鉄道株式会社	経理部	佐世保市白南風町1-10	0956-25-3900 Fax 0956-22-8572
運送	津吉商船株式会社		平戸市前津吉町260	0950-27-0025 Fax 同上
運送	美咲海送有限会社		平戸市生月町壱部免 768-2	0956-42-5607 Fax 0956-42-5617
運送	竹山運輸有限会社		平戸市度島町1651	0950-25-2011 Fax 同上
運送	北松通運株式会社	江迎営業 所	北松浦郡江迎町埋立免 2-23	0956-66-3125 Fax 0956-65-3850
運送	西肥自動車株式会社	平戸営業 所	平戸市大久保町 1256-2	0950-22-3171 Fax 0950-23-8006

事業者区分	名称	担当部署	所在地	備考
放送	長崎放送株式会社 (NBC)	総務局	長崎市上町1-35	095-824-3111 Fax
		佐世保放送局	佐世保市松浦町2-21 九十九島ビル4F	0956-24-2251 Fax 0956-24-2255
放送	株式会社 テレビ長崎 (KTN)	総務局	長崎市金屋町1-7	095-827-2111 Fax
		佐世保放送局	佐世保市松浦町2-21 九十九島ビル	0956-23-9371 Fax 0956-24-2025
放送	長崎文化放送株式会社 (NCC)	総務部	長崎市茂里町3-2	095-843-7000 Fax
		佐世保放送局	佐世保市松浦町2-21 九十九島ビル7F	0956-25-2001 Fax 0956-26-0274
放送	株式会社 長崎国際テレビ (NIB)		長崎市出島町11-1	095-826-2266 Fax
		佐世保放送局	佐世保市上京町4番4号 永田ビル5F	0956-24-0777 Fax 0956-24-1166
放送	株式会社 エフエム長崎	総務部	長崎市栄町5-5	095-826-1333 Fax
放送	日本放送協会	佐世保放送局	佐世保市花園町1	0956-23-0151 Fax
新聞社	長崎新聞	平戸支局	平戸市戸石川町 字比丘尼橋 491-7	0950-22-2667 Fax 0950-22-4585
新聞社	西日本新聞	平戸支局	平戸市新町23	0950-22-4987 Fax 0950-22-5025
新聞社	読売新聞	平戸通信部	平戸市鏡川町1308	0950-22-3878 Fax 0950-26-0045
		佐世保支局	佐世保市相生町2-25	0956-23-9301 Fax 0956-26-0306
新聞社	毎日新聞	佐世保支局	佐世保市天満町3-12	0956-22-4151 Fax 0956-22-4153
新聞社	朝日新聞	佐世保支局	佐世保市天満町1-9	0956-22-9131 Fax 0956-22-5008

【県の出先機関（振興局・地方局・土木事務所等）】

名 称	担当部署	所 在 地	備 考
県北振興局	管理部総務企画課	佐世保市木場田町 3 -25	0956 -23 4111 Fax 0956 -23 6606
	田平土木事務所総務課	平戸市田平町山内免 808	0956 -57 0562 Fax 0956 -57 -1162
島原振興局	管理部総務課	島原市城内1 -1205	0957 -63 -7933 Fax 0957 -63 -5036
五島地方局	管理部総務課	五島市福江町7 -1	0959 -72 -2121 Fax 0959 -74 -1822
	上五島土木事務所	南松浦郡新上五島町有川郷 578 2	0959 -42 -1141 Fax 0959 -42 -2327
壱岐地方局	管理部総務課	壱岐市郷ノ浦町本村触570	0920 -47 4396 Fax 0920 -47 4809
対馬地方局	管理部総務課	対馬市巖原町宮谷224	0920 -52 -1206 Fax 0920 -52 -5509
長崎土木事務所	総務課総務係	長崎市大橋町11 -1	095 -844 -2181 Fax 095 -849 -2780
長崎港湾漁港事務所	総務課総務経理係	長崎市国分町 3 30	095 -822 -1257 Fax 095 -825 -6385
大瀬戸土木事務所	総務課総務係	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 1128 -16	0959 -22 -0067 Fax 0959 -22 -2581
諫早土木事務所	総務課総務係	諫早市永昌東町 25 8	0957 -22 -0010 Fax 0957 -23 -6035
県北保健所		田平町里免 1126 -1	0956 -57 -3933 Fax 0956 -57 -3666

【県警察】

名 称	担当部署	所 在 地	備 考
県警察本部	警備課	長崎市万才町 4 - 8	095 -820 -0110 Fax 095 -829 -0066
平戸警察署	警備課	平戸市岩の上町1462	0950 -22 -3110 Fax 0950 -23 -8059

【市町】

名 称	担当部署	所 在 地	備 考
長崎市	総務部総務課	長崎市桜町2 - 22	095-825-5151 Fax 095-829-1118 soumu@city.nagasaki.lg.jp
佐世保市	消防局防災対策課	佐世保市八幡町1 -10	0956-23-5121 Fax 0956-25-0086 bousai@city.sasebo.lg.jp
島原市	災害対策課	島原市上の町537	0957-63-1111 Fax 0957-62-3678 saitai@city.shimabara.lg.jp
諫早市	総務部総務課	諫早市東小路町7 - 1	0957-22-1500 Fax 0957-24-3270 soumu@city.isahaya.lg.jp
大村市	安全対策課	大村市玖島1 - 25	0957-53-4111 Fax 0957-52-3883 anzen@city.omura.lg.jp
松浦市	総務課	松浦市志佐町里免365	0956-72-1111 Fax 0956-72-2597 soumu11@city-matsuura.jp
対馬市	総務課	対馬市巖原町国分1441	0920-53-6111 Fax 0920-53-6112 soumuka@city-tsushima.jp
壱岐市	総務部	壱岐市郷ノ浦町本村触682	0920-48-1111 Fax 0920-48-1553 soumu@city.iki.nagasaki.jp
五島市	消防本部総務課	五島市福江町 1 - 1	0959-72-6111 Fax 0959-72-2743 soumu21@city.goto.lg.jp
西海市	総務部総務課	西海市大瀬戸町檉浦郷2222	0959-37-0011 Fax 0959-23-3101 soumu@city.saikai.nagasaki.jp
雲仙市	総務企画課	雲仙市吾妻町牛口名714	0957-38-3111 Fax 0957-38-2755 y-onoue@city.unzen.nagasaki.jp
南島原市	企画課	南島原市布津町乙1623 - 1	0957-72-3111 Fax 0957-72-5263 kikaku@town.futsu.nagasaki.jp
平戸市	総務課	平戸市岩の上町1508 -3	0950-22-4111 Fax 0950-22-5178 somu@city.hirado.lg.jp

名 称	担当部署	所 在 地	備 考
長与町	総務課	西彼杵郡長与町嬉里郷659 -1	095-883-1111 Fax 095-883-1464 somu@nagayo.jp
時津町	総務課	西彼杵郡時津町浦郷274	095-882-2211 Fax 095-882-9293 soumu@town.togitsu.nagasaki.jp
東彼杵町	総務課	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850 -6	0957-46-1111 Fax 0957-46-0884 shomu@higashisonogi.jp
川棚町	総務課	東彼杵郡川棚町中組郷1518 -1	0956-82-3131 Fax 0956-82-3134 soumu@town.kawatana.nagasaki.jp
波佐見町	総務課	東彼杵郡波佐見町宿郷660	0956-85-2111 Fax 0956-85-5581 kazuo-yamashita@town.hasami.lg.jp
小値賀町	総務課	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376	0959-56-3111 Fax 0959-56-4185 ono-hideaki@ojika.net
江迎町	総務課	北松浦郡江迎町長坂免263	0956 66 2111 Fax 0956 - 65 - 3860 oosima189@emukae.jp
鹿町町	総務課	北松浦郡鹿町町下歌ヶ浦免 290 -2	0956-77-5111 Fax 0956-77-4604 soumu@shikamachi.net
佐々町	総務課	北松浦郡佐々町本田原免168 -2	0956-62-2101 Fax0956-62-3178 sazatyo@io.ocn.ne.jp
新上五島町	総務課	南松浦郡新上五島町青方郷 1585 -1	0959-53-1111 Fax0959-42-0448 t.michishita@town.shinkamigoto.nagasaki.jp

### 【消防機関】

名 称	担当部署	所 在 地	備 考
長崎市消防局	警防課	長崎市興善町2番28号	095-822-0119 Fax 095-829-1067 shoubo_keibo@city.nagasaki.lg.jp
佐世保市消防局	警防課	佐世保市平瀬町9番地2	0956-23-5121 Fax 0956-23-8011 keibou@city.sasebo.lg.jp

名 称	担当部署	所 在 地	備 考
県央地域広域市町村 圏組合消防本部	警防救急課	諫早市城見町24 18	0957-23-0119 Fax 0957-22-8119 kenoh119@theia.ocn.ne.jp
島原地域広域市町村 圏組合消防本部	警防課	島原市高島2丁目7215番 地1	0957-62-7711 Fax 0957-63-6983 shimakei2@shima119.jp
平戸市消防本部		平戸市戸石川町585番地	0950-22-3167 Fax 0950-22-5179 shobo@city.hirado.lg.jp
松浦地区消防組合消 防本部	消防課	松浦市志佐町862	0956-72-1211 Fax 0956-72-1210 matuurashobo@io.ocn.ne.jp
五島市消防本部	消防課	五島市福江町1番2号	0959-72-3131 Fax 0959-72-1512 syoubou6@city.goto.lg.jp
新上五島町消防本部	警防課	南松浦郡新上五島町七目 郷902番1	0959-42-0119 Fax 0959-42-0448 kamisyo@cronos.ocn.ne.jp
壱岐市消防本部	警防課	壱岐市芦辺町中野郷西触 411-2	0920-45-3037 Fax 0920-45-0992 iki119@eagle.ocn.ne.jp
対馬市消防本部	警防課	対馬市巖原町棧原52番地 第2	0920-52-0119 Fax 0920-52-1194 syoubou-tushima@city-tsushima.jp

### 【日本赤十字社】

名 称	所在地	電話番号	備 考
日本赤十字社 長崎県支部	長崎市魚の町3番28号	095-821-0680	
日本赤十字社 長崎県支部平戸市地区 (平戸市社会福祉協議会内)	平戸市岩の上町1466番地	0950-22-2180	(救援物資備蓄) 災害救援車6台 毛布21枚 緊急セット5セット タオル10枚 歯ブラシ16本 バスタオル10枚 タオルケット2枚 ブルーシート3枚 テント2張り

## 2. 平成 17 年国勢調査 要計表による人口等

市町村名	17 国勢調査								
	人口	うち 男性	うち 女性	世帯数	年齢別推計人口(平成 17 年 10 月 1 日現在)				
					0～6 歳	7～17 歳	18～64 歳	65 歳以上	不明
平戸市	38,389	17,821	20,568	13,512	2,186	5,044	19,995	11,563	1

## 3. しま(離島振興法指定)の概要

市町村名	島名	面積	総世帯数	人口
平戸市	大島	15.19	623	1,523
	度島	3.49	262	889
	高島	0.25	10	33

## 4. 港湾一覧

港湾名	読み仮名	港種	所在	管理者	外郭施設延長
平戸	ヒラド	地方港湾	平戸市	県	3,364
川内	カワチ	地方港湾	平戸市	県	5,627
田平	タビラ	地方港湾	平戸市	県	1,383
大島	オオシマ	地方港湾	平戸市	県	7,828
古江	フルエ	地方港湾	平戸市	県	6,855
江迎	エムカエ	地方港湾	平戸市	県	
大塔	オオトウ	56 条	平戸市	県	
大川原	オオカワラ	56 条	平戸市	県	
紐差	ヒモサシ	56 条	平戸市	県	
獅子吼	シシコウ	56 条	平戸市	県	
中の浦	ナカノウラ	56 条	平戸市	県	
鯨ヶ浦	クジラガウラ	56 条	平戸市	県	
久吹	クブキ	56 条	平戸市	県	

## 5 . 漁港一覧

港湾名	読み仮名	港種	所在	管理者
下中野	シモナカノ	第1種	平戸市	平戸市
早福	ハイフク	第1種	平戸市	平戸市
西浜	ニシハマ	第1種	平戸市	平戸市
飯盛	イイモリ	第1種	平戸市	平戸市
泊ヶ浦	トマリガウラ	第1種	平戸市	平戸市
木ヶ津	キガツ	第1種	平戸市	平戸市
福良	フクラ	第1種	平戸市	平戸市
船越	フナコシ	第1種	平戸市	平戸市
志々伎浦	シジキウラ	第1種	平戸市	平戸市
猪渡谷	イトヤ	第1種	平戸市	平戸市
古田	コタ	第1種	平戸市	平戸市
主師	シュウシ	第1種	平戸市	平戸市
堤	ツツミ	第1種	平戸市	平戸市
飯良	イイラ	第1種	平戸市	平戸市
根獅子	ネシコ	第1種	平戸市	平戸市
獅子	シシ	第1種	平戸市	平戸市
高越	タカゴエ	第1種	平戸市	平戸市
春日	カスガ	第1種	平戸市	平戸市
白石	シライシ	第1種	平戸市	平戸市
宝亀	ハウキ	第1種	平戸市	平戸市
須草	スグサ	第1種	平戸市	平戸市
宮ノ浦	ミヤノウラ	第2種	平戸市	長崎県
前津吉	マエツヨシ	第2種	平戸市	長崎県
田助	タスケ	第2種	平戸市	長崎県
度島	タクシマ	第2種	平戸市	長崎県
薄香湾	ウスカワン	第2種	平戸市	長崎県
大根坂	オオネザカ	第1種	平戸市	長崎県
御崎	ミサキ	第1種	平戸市	平戸市
生月	イキツキ	第2種	平戸市	長崎県
館浦	タチウラ	第3種	平戸市	長崎県
生向	イケムコウ	第1種	平戸市	平戸市
一六	イチロク	第1種	平戸市	平戸市
釜田	カマタ	第1種	平戸市	平戸市

## 6 . 海運事業者の輸送力

船名	旅客定員	運行回数/日	輸送可能人員	総トン数	速力
第二フェリー度島	95	2	190	199.00	11.00
第三フェリー度島	95	2	190	199.00	12.20
第二フェリー大島	150	4	600	199.00	13.00
第二フェリー美咲	80	5		273.37	10.50
コバルト2 1	80	4	320	19.00	22.00

## 7 . バス保有車両状況

事業所名	貸切バス			乗合バス			合計		
	大型	中型	小型	大型	中型	小型	大型	中型	小型
生月自動車(有)	2	1	2	6	1	1	8	2	3
西肥自動車(株)				25	2		25	2	
大川陸運(株)		1	6			3		1	9
(有) SOUDA	5	1	6		2		5	3	6
大島村産業(有)						2			2

## 8 . 県の防災資機材管理一覧表

資機材の種別	所 管 課	主 な 品 目 等
衣類、生活必需品	福祉保健課	毛布、ポリバケツ、洗面器、下着、茶碗、サンダルなど
食糧	農産園芸課	米穀、乾パン、乾燥米飯
飲料水	水資源対策課	給水車、給水容器、発電機など
医薬品、医療用資機材	医療政策課	衛生材料セット、ガーゼ、包帯、三角巾など
	薬務行政室	医療器具・薬品、心電計、自動蘇生器、殺菌消毒剤など
	病院局	静脈用切開器具セットなど
水防用資器材	河川課	ビニロン袋、杉丸太、スコップなど
災害警備用装備資機材 (救助資機材含む)	警察本部・警備課	スコップ、チェーンソー、レスキュー車など
救助用資機材	危機管理防災課	防災ヘリコプター
流出油防除等資機材	河川課	オイルフェンス、油吸着マットなど
林野火災等消火資機材	危機管理防災課	消火剤、消火バケツなど
原子力災害等資機材	危機管理防災課 医療政策課	防護服、防護マスク、放射線測定資機材など
災害関連情報システム	危機管理防災課	防災行政無線通信システム 防災気象情報システム 噴火災害発生監視システム 震度情報ネットワークシステム
	河川課	河川砂防情報システム

## 9. 県の防災ヘリコプター及び搭載用資機材

『県地域防災計画第3編第22章』において、近年の複雑多様化する各種災害等に対応していくため、機動性のあるヘリコプターを導入し、消防防災活動の迅速化、高度化、広域化により消防防災体制を整備充実するとともに、その機能を十分発揮させ災害応急対策の円滑な実施を図るとされており、旧長崎空港に配備され、搭載用資機材の品目と数量は次のとおりである。

(平成17年7月31日現在)

品目(単位)		数量	品目(単位)		数量
無線通信機	台	6	患者搬送車(ストレッチャー)	台	1
VHF地上局無線設備	式	1	折りたたみ式フロート担架	台	1
可搬型航空VHF	台	1	救急箱	箱	1
電源装置(ヘリコプター用)	台	1	救命具	枚	1
一般工具	式	2	プロライトスピードボード	台	1
防災ヘリ作業台	台	2	吊下帯(サバイバースリング)	台	1
コンプレッサー	台	1	海保三型ハーネス	台	1
トーイングトラクター	台	1	デジタルカメラ	台	1
荷役運搬機器(トロリー)	台	1	救急訓練用安全マット	枚	3
チェーンブロック(電動)	台	1			

救急訓練用安全マットは、神ノ島ヘリポート・舞岳山荘グラウンド・佐世保市西消防署に各1枚備蓄されている。

## 10. 県の林野火災等消火用資機材

『県地域防災計画第2編第5章第2節』において、県内各地の林野火災等の災害発生に際し、空中消火用として使用する資機材の備蓄を定め、これにより活用を図ることとされており、その品目と数量は次のとおりである。

(平成17年7月31日現在)

品目(単位)		数量		
		防災ヘリコプター事務所	消防学校	計
消火剤	缶	50	50	100
ヘリコプター消火用バケツ	基	2		2

### 【別表】

長崎県林野火災用空中消火資機材運用要綱における  
長崎空港旧ビルに保管する品目

品目(単位)		数量	品目(単位)		数量
薬剤散布装置	台	4	予備ホース	本	12
攪拌機	台	3	消火剤(スパーマツプル)	袋	120
ホームライトポンプ	台	3	増粘剤(サロース)	袋	15
タンク(水そう)	台	6	着色剤(ブリアルレッド)	箱	2

## 11. 原子力災害等資機材

『県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章第7節』において、県及び関係町は、国と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努めることとされており、その品目と数量は次のとおりである。

平成18年5月18日現在

品目（単位）		医療政策課	衛生公害研究	西彼保健所	県央保健所	県北保健所	早岐警察署	佐世保警察署	相浦警察署	松浦警察署	佐世保市消防局	松浦消防本部	松浦市（鷹島支所）	合計
防護服	着	17	30	22	22	62	10	20	10	20	20	50	137	420
防護靴	足	17	30	22	22	62	10	20	10	20	-	50	137	400
防護手袋	枚	17	30	22	22	62	10	20	10	20	-	50	137	400
防護マスク	個	17	30	22	22	62	10	20	10	20	20	50	137	420
靴カバー	足	17	30	22	22	62	10	20	10	20	-	50	137	400
ポケット線量計	個	3	4	3	3	3	2	3	2	3	10	6	15	60
サーベーター	個	2	10	6	6	9	-	-	-	-	-	-	4	37
放射線測定器	個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2

九州電力玄海原子力発電所から、放射性物質又は放射線が異常な水準で外部へ放出された場合の不測の事態に備え、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため備蓄されている。

## 12. 火葬場一覧

名称	所在地	電話番号	炉数	燃料	一日可能火葬数
平戸斎場	平戸市深川町 677 -13	0950 -24 -2131	3	灯油	6
大島やすらぎ苑	平戸市大島村前平 3633 -1	0950 -55 -2188	1	灯油	2
人形石斎場	平戸市生月町山田免 2624 -2	0950 -53 -1650	1	重油	2

### 13. 市内医療機関等の一覧表

#### 【病 院】

名 称	診 療 科 目	所 在 地	病床数	電 話
医療法人医理会 柿添病院	内科 外科 小児外科 小児科 小児外科 整形外科 皮膚科 リハビリテーション科 放射線科 泌尿器科 歯科 耳鼻 咽喉科 循環器科 透析	平戸市鏡川町 278	111	23 -2151
国民健康保険 平戸市民病院	内科 小児科 外科 呼吸器科 循環器科 消化器科 眼科 リハビリテーション科 放射線科 整形外科	平戸市草積町 1158 -1	110	28 -1113
医療法人 青州会 青州会病院	内科 外科 胃腸科 放射線科 泌尿器科 神経外科 整形外科 リハビリテーション科	平戸市田平町山内免 612 - 4		57 -2155
医療法人 明星会病院	内科 婦人科 麻酔科 リハビリテーション科	平戸市大久保町 2490	83	23 -2101
医療法人 光佑会 北川病院	内科 外科 消化器科 放射線科 肛門科 循環器科	平戸市浦の町 737	52	22 -2344
医療法人 裕光会 谷川病院	内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 小児皮膚科 リハビリテーション科	平戸市田平町山内免 400		57 -0045
平戸市立生月病院 (代)	内科 外科 小児科 整形外科	平戸市生月町山田免 2965		53 -2155
医療法人 愛恵会 平戸愛恵病院	精神科 神経科	平戸市田平町野田免 202		57 -1150

## 【診 療 所 等】

名 称	診 療 科 目	所 在 地	病床数	電 話
(医)くわはら医院	内科 消化器科 外科 整形外科	平戸市宮の町 581	18	22 -2306
幸福堂医院	内科 小児科 リハビリテーション科	平戸市辻町 184 -33	-	27 -2603
後藤整形外科医院	整形外科 耳鼻咽喉科	平戸市戸石川町 964	-	22 -4377
平戸荘診療所	内科 外科	平戸市紐差町 450		28 -1155
老人ホーム 光の園診療所	内科	平戸市大久保町 325		23 -8020
特別養護老人ホーム わだつみの 里医務室	内科	平戸市辻町 178		27 -2200
(医)柿添病院附属中野診療所	内科 整形外科	平戸市山中町 696 -3	-	20 -4100
平戸市国民健康保険 度島診療所	内科 外科	平戸市度島町 1645 の 1	-	25 -2014
生月船員福祉会館 館浦診療所	内科 小児科	平戸市生月町館浦 107 -2		53 -2584
生月町特別養護老人ホーム 生寿園	内科 外科	平戸市生月町山田免 2963 -1		53 -2804.
医療法人社団 柿本医院	内科	平戸市田平町山内免 485 - 3		57 -0133
医療法人社団 流星群 はたえ眼科	眼科	平戸市田平町山内免 460 -1		57 -0109
医療法人 純健会 しおざわ内科・消化器科	内科 消化器科	平戸市田平町小手田免 946		57 -2121
特別養護老人ホーム 田平ホーム	内科	平戸市田平町山内免尼久 保 232		57 -1966
平戸市国民健康保険 大島診療所	内科 小児科	平戸市大島村神浦 154	4 床	55 -2039
大島診療所 的山出張所	同上	平戸市大島村的山川内 796 -1		55 -2533

【歯科】

名称	住所	電話番号
大森歯科医院	平戸市職人町 117 -1	0950 -22 -3814
医療法人柿添病院 (代)	平戸市鏡川町 278	0950 -23 -2151
木引田町おか歯科	平戸市木引田町 462 -1	0950 -26 -0510
立石歯科医院	平戸市築地町 543	0950 -22 -2405
ハート歯科	平戸市辻町 184 -27	0950 -27 -1222
林歯科医院	平戸市浦の町 712	0950 -22 -2345
宮川歯科	平戸市津吉町 705 -3	0950 -27 -1137
山崎歯科医院	平戸市紐差町 1021	0950 -28 -0036
山崎弘歯科医院	平戸市鏡川町 366	0950 -22 -4208
生月歯科診療所	平戸市生月町壱部浦 178	0950 -53 -1588
館浦歯科診療所	平戸市生月町館浦 107 -2	0950 -53 -1524
NATURAL・TEETH	平戸市生月町壱部浦 168	0950 -26 -5555
安部歯科医院 (代)	平戸市田平町山内免 306 -1	0950 -57 -0055
伊藤歯科医院	平戸市田平町山内免 482 -1	0950 -57 -0273
いなざわ歯科医院	平戸市田平町里免 136 -1	0950 -57 -3337
永益歯科医院	平戸市田平町里免 1199 -3	0950 -57 -1632
大島歯科診療所	平戸市大島村神浦 154	0950 -55 -2506

【助産師】

名称	住所	電話番号
吉田ユウ子	平戸市前津吉町 275	0950 -27 -0325

## 14. 国民保護法による救援の程度及び方法の基準

厚生労働省告示第 343 号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成 16 年 9 月 17 日から適用する。

平成 16 年 9 月 17 日  
厚生労働大臣 坂口 力

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

- 第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 10 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 75 条第 1 項各号及び令第 9 条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第 13 条までに定めるところによる。
- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
  - 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市においては、その長）は、第 1 項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第 2 条 法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

（1）避難所

- イ 避難住民（法第 52 条第 3 項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。
  - ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- 八 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1 人 1 日当たり 300 円（冬季（10 月から 3 月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,433,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり300円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項本文及び第3項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

(2) 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれになくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,433,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とすること。

(2) 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

(2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

(3) 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	17,300円	22,200円	32,700円	39,100円	49,600円	7,200円
冬季	28,500円	36,800円	51,400円	60,300円	75,600円	10,300円

(4) 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

(2) 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

(2) 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

(2) 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つば及び骨箱

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人193,000円以内、小人154,400円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

(2) 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

(3) 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実

費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- (1) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- (2) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり519,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- (1) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。)に対して行うものであること。
- (2) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

- (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童1人当たり4,100円

(2) 中学校生徒1人当たり4,400円

- (4) 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

(1) 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(2) 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

( 2 ) 死体の一時保存

3 検案

八 検案は、原則として救護班において行うこと。

二 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

( 1 ) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とすること。

( 2 ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

( 3 ) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

( 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 )

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

( 1 ) 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

( 2 ) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000円以内とすること。

( 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費 )

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

( 1 ) 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

( 2 ) 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

15. 国民保護関係様式

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時(平成 年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日本 その他( )
その他個人を識別するための情報	
負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は で囲んで下さい。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第9 4 条第1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記 ～ の意向に沿って同法第9 5 条第1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号(第1条関係)

### 安否情報収集様式 (死亡住民)

記入日時(平成 年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日本 その他( )
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第9条第4項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

【様式第4号】(第3条関係)

## 安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		
申請者 住 所 _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会する理由( を付けて下さい。 の場合、理由を記入願います。)	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民) であるため。 その他 ( )	
備 考		
照会に係る者を特定するため に必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	年 月 日
	男 女 の 別	男 女
	住 所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他( )
	その他個人を識別するための情報	
* 申請者の確認		
* 備 考		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とします。

- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 印の欄には記入しないで下さい。

【様式第5号】(第4条関係)

安否情報回答書

年 月 日 殿 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	年 月 日
	男女の別	男 女
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他( )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。

- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

